

那須地区広域行政事務組合条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行なう条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる入札は、広域クリーンセンター大田原リサイクル施設基幹的設備改良工事に関する入札とする。

(入札公告)

第3条 管理者は、第2条に掲げる入札を執行する場合においては、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事場所等
- (2) 入札に参加する者の必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者の必要な資格に関する確認
- (4) 入札執行時期等
- (5) その他必要な事項

2 前項の公告は、組合ホームページへ掲載する。

(入札参加者に関する条件)

第4条 この工事の入札に参加するものは次の条件を満たすものであること。

- (1) 当該年度の組合、構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）のいずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に清掃施設工事業の業種で登載されているものであること。
- (2) 公告日の前日において建設業法に基づく特定建設業（清掃施設工事業）許可を受けている者で、同法に基づく経営事項審査を受け、且つ、その結果通知を受けている者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた者であり、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値（最新版の値）が1,200点以上であること。
- (4) 過去10年間に、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（不燃ごみの破碎設備を備えたマテリアルリサイクル施設で処理能力が14t/5h以上であるもの）の建設又は基幹的設備改良工事（いずれも環境省の交付対象事業であること）を元請として施工実績があること。
- (5) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (7) 栃木県、組合及び構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）のいずれかにおいて建設工事等の指名停止期間中でないこと。
- (8) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (9) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。

（入札参加手続等）

第 5 条 入札に参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「資格確認申請書」という。）を、公告した期日までに提出すること。

また、前条第 1 項第 3 号に掲げる結果通知の写しを提出すること。

なお、前条第 1 項第 4 号に掲げる資格については、契約書の写し又は取引実績を証明する書類を提出すること。

2 入札執行者は、前項の規定により提出された場合は、入札参加資格の審査を行いその結果を、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（入札手続）

第 6 条 入札に参加しようとする者は、入札書（様式第 3 号）を作成し、入札公告において示された日時までに所定の場所へ持参し、入札に参加しなければならない。この場合において、入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する委任状（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(契約締結)

第7条 入札の結果、落札が決定した場合、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づいて契約を締結するものとする。

また、契約締結後、仕様書等に大幅な項目の追加、変更、削除が発生した場合は契約変更により対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項は、組合財務規則、組合建設工事等執行規則の定めるところによる。